

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	鷹栖町 014524
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (向日葵、27区、北央、豊央、30区、大成)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況【具体例】

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	880.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	880.6 ha
② 田の面積	823.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	57.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	64.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	64.0 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	162.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	96.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は年々農家戸数も減少しており、65歳以上の割合が約62%という状況であり、また、地区外の入作者が耕作する農地の割合は約60%であり、10年後は当地区担い手1経営体(現在、65歳未満農業者)当りの面積が35haまで増加する推計となり、担い手の減少に伴う高齢化が顕著な地区である。そのため、営農環境を整備するため、国営・道営クラスの大規模基盤整備事業の採択に向けて、農業者個別意向確認を行い、地域合意を確認するための地域協議を実施していく。
また、水稲がメインではあるが転作率も高く、転作の中でも飼料作物が占める割合が非常に高い地区であり、今後、水田活用交付金制度の畑地化などの影響なども踏まえ、賃貸している転作田の契約更新がされないなど、耕作放棄地の発生が懸念されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地区は水稲作付が中心であるが、特産品であるオオカミの桃トマトジュースの原料トマトをはじめ、小麦・大豆の他に、女性農業者とNPO法人柏の里が協力して農産物の直売を実施するなど、地域の活性化を継続していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進め、かつ、担い手(認定農業者、農地所有適格化法人、認定新規就農者)への農業を担う者に農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	94.4	%	将来の目標とする集積率
			95 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、182箇所、平均384a(令和5年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和15年度)			

(別添5) 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JAあぐりサービス	防除	水稻
2	鷹栖生産組織協議会	播種、防除	小麦、大豆
3	たいせつ農業協同組合	収穫	小麦、大豆

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。